

高知県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

高知県のビジョンを次ページ以降に公開します。

高知県内で「第 1 の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【高知県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 《申請者→高知県》
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 《高知県》
- ③確認書の作成 《高知県》
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
確認書の交付 《高知県→申請者》
- ⑤申請 《申請者→センター》
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 《センター》

上記フローは、高知県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

高知県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：林業振興・環境部 新エネルギー推進課
電話番号：088-821-4841

平成27年3月改定

高知県 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年7月
高知県



目次

I. ビジョン策定の趣旨 （目的、対象地域、ビジョンの期間）	P 1～2
II. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業への対応	P 3～4
III. 充電器の整備状況	P 5～6
IV. ビジョン策定の方針	P 7
V. ビジョンで位置付ける 充電器設置市町村・基数・設置想定施設	P 8～11

I. ビジョン策定の趣旨-1

1. 目的

本県においては、県土の豊かな自然環境を保全し、県民の健康で文化的な生活の発展を図ることを目的とし、地球温暖化対策に関する県の取組方針を示す「高知県地球温暖化対策実行計画」を平成23年3月に策定し、地球温暖化対策を進めている。

次世代自動車の普及促進についても計画に位置付け、取組を進めているところである。

このたび、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（以下、「整備促進事業」という。）を踏まえ、高知県内におけるEV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド自動車）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、EV・PHVの普及の促進につなげ、新エネルギー産業の集積とともに、低炭素社会の実現を図ることを目的とし定めるものである。

I.ビジョン策定の趣旨-2

2. 対象地域

高知県全域

3. ビジョンの期間

平成25年7月から整備促進事業の終了時期まで

Ⅱ.次世代自動車充電インフラ 整備促進事業への対応-1

1. ビジョンに基づく充電器

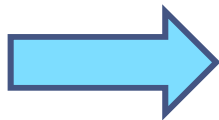
「整備促進事業」において、高知県のビジョンに位置付けるのは、次の（１）、（２）の要件を満たす充電器とする。

（１）公共性の要件

- ①充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ②充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること
- ③充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと
- ④利用者を限定していないこと

（２）設置箇所の要件

Vで定める充電器設置市町村、基数及び設置想定施設の要件を満たすこと



◎補助対象・補助率

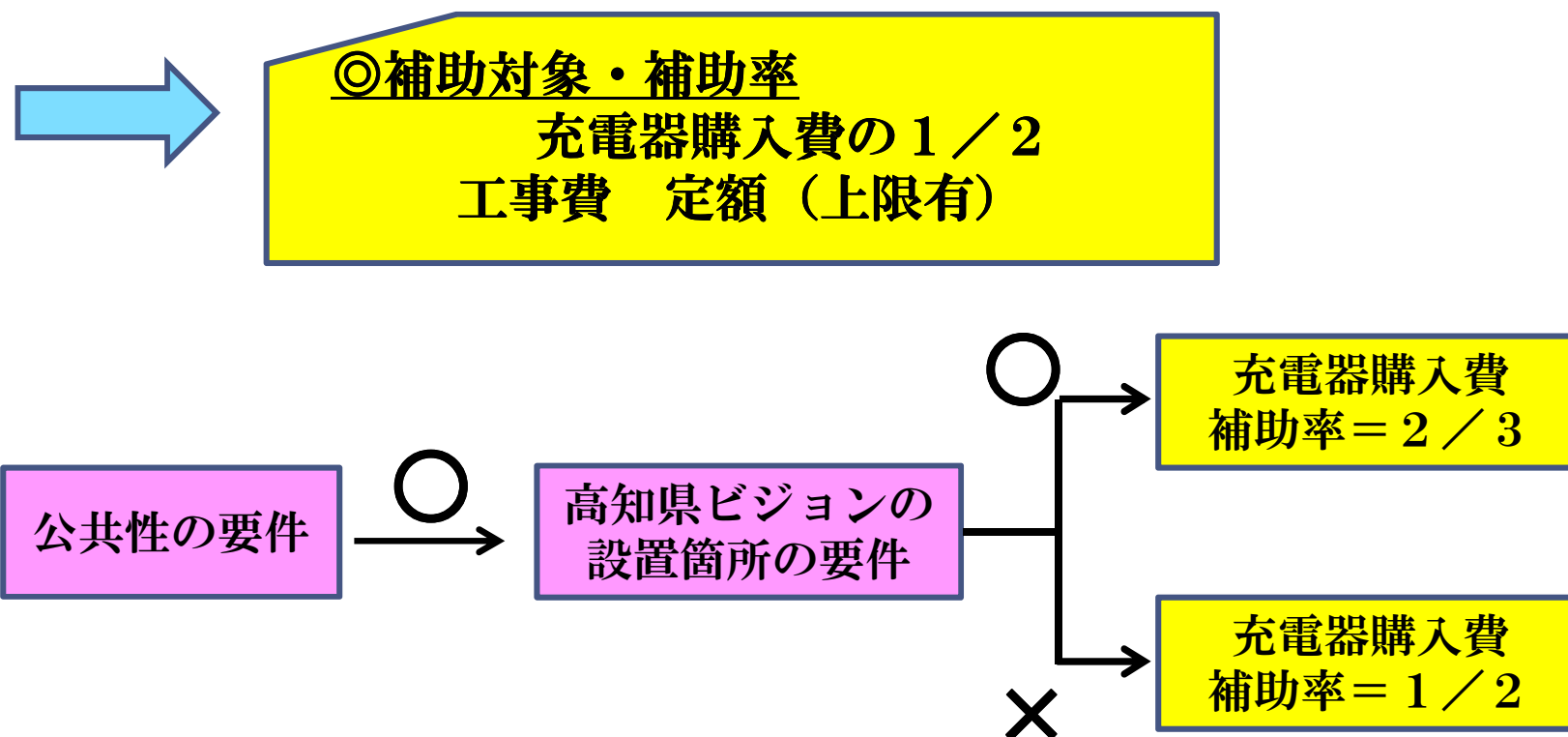
充電器購入費の 2 / 3 (※)
工事費 定額 (上限有)

※「道の駅」は、充電器購入費・工事費ともに定額（上限有）

Ⅱ.次世代自動車充電インフラ 整備促進事業への対応-2

2. ビジョンには基づかないが、公共性を有する充電器

1. 「ビジョンに基づく充電器」の、(1) 公共性の要件を満たし、
(2) 設置箇所の要件を満たさないもの



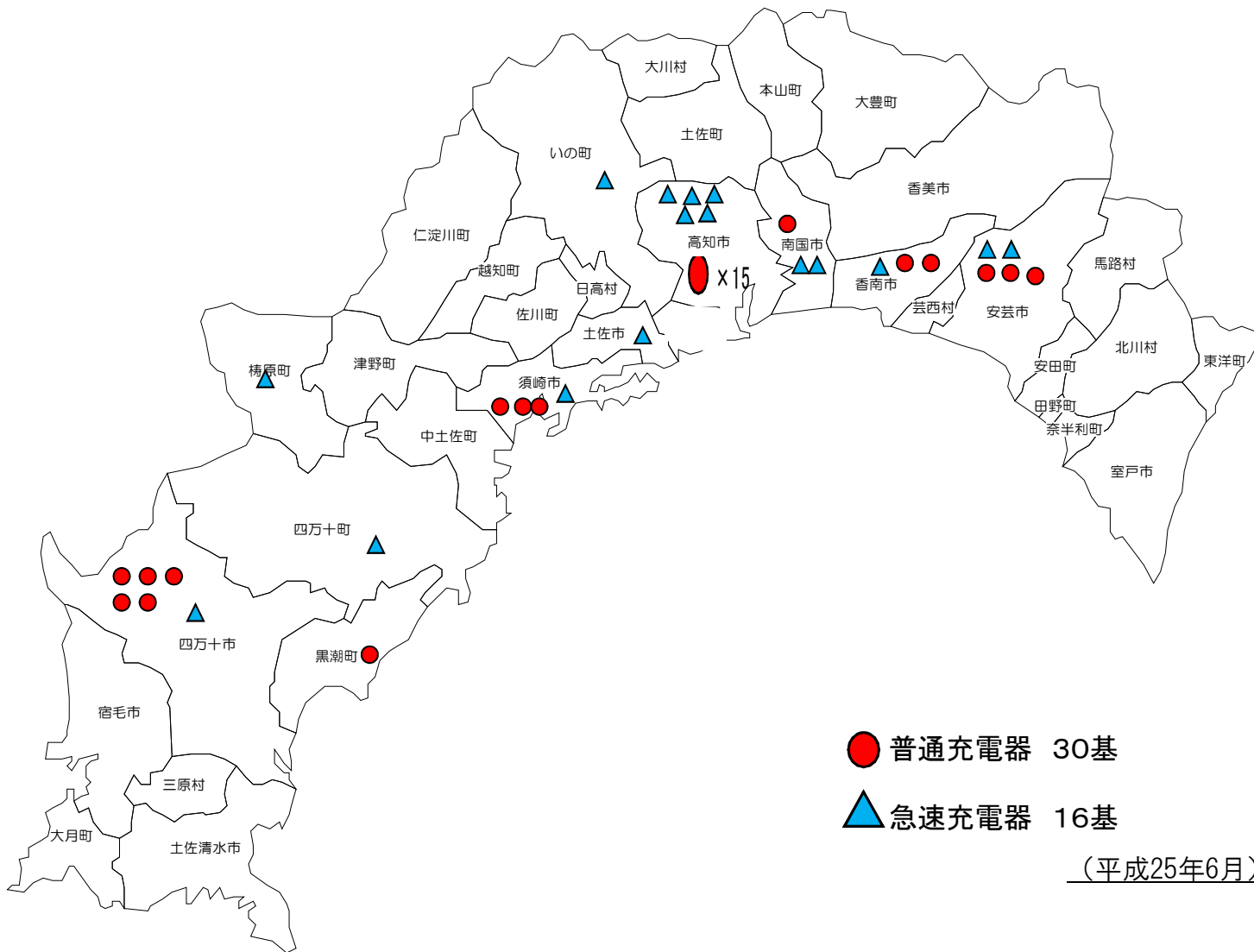
Ⅲ.充電器の整備状況-1

1. 市町村における設置基数一覧表 (平成25年6月)

市町村名	充電器設置数	
	急速充電器	普通充電器
高知市	5	15
安芸市	2	3
南国市	2	1
土佐市	1	0
須崎市	1	3
四万十市	1	5
香南市	1	2
いの町	1	0
四万十町	1	0
梶原町	1	0
黒潮町	0	1
計	16	30

Ⅲ.充電器の整備状況-2

2. 市町村における設置基数一覧マップ^o



(平成25年6月)

IV.ビジョン策定の方針

1. ビジョンを取り巻く現状・課題

- 県内の充電器設置状況については、設置市町村が中央部に偏っており、全市町村をカバーできていない。
- 電欠なく、県内全域を電気自動車で行ける状況にない。
- 県民や観光客の利便性に対応した設置状況になっていない。

2. 充電器設置に関する方針

- 電欠することなく、県内全域を走行できるようにする。
- 県民や観光客の利便性を考慮し、道の駅及び集客数の多い観光施設等に充電器を設置する。
- その他、不特定多数の者が利用し、一定時間滞在することが見込まれる施設に設置する。
- 全ての市町村に急速充電器又は普通充電器を10基以上設置する。

V.ビジョンで位置付ける 充電器設置市町村・基数・設置想定施設-1

1. 市町村毎の設定基数について

IV.「ビジョンの策定の方針」の「充電器設置に関する方針」を踏まえ、以下の考えにより基数を設定

(1) 経路充電



電欠なき経路充電を目指す！！

各市町村の幹線道路（国道）と道の駅に、主に急速充電器を設置。

※1. 2桁国道＝20km毎、3桁国道＝30km毎に設置

※2. ※1設定後、人口密度が極端に高い高知市については補正＝20基加算

※3. 県境の市町村（宿毛市・大豊町・梶原町）について補正＝1基加算

(2) 目的地充電

各市町村の集客数の多い観光施設等に、急速充電器または普通充電器を設置。 ※平成24年度の利用者数＝1万人以上

※各施設毎に 3 基設置

急速充電器又は普通充電器が10基以上になるよう補正

V.ビジョンで位置付ける 充電器設置市町村・基数・設置想定施設-2

2. 充電器想定施設

(1) 経路充電



県内全域の網羅的な整備を促進。

道の駅、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、自治体庁舎 等

(2) 目的地充電



不特定多数が利用し、一定時間滞在が見込まれる施設

商業施設、公共施設、病院、金融機関、駅、空港、宿泊施設、
レジャー施設、ファミリーレストラン、ファーストフード店、
スーパーマーケット 等

V.ビジョンで位置付ける 充電器設置市町村・基数・設置想定施設-3

3. ビジョンマップ（ビジョンで位置付ける市町村）



V.ビジョンで位置付ける 充電器設置市町村・基数・設置想定施設-4

4. ビジョンリスト

市町村	経路充電	目的地充電	既存充電器		◎今後設置する充電器	
	主に急速	急速又は普通	急速	普通	急速	急速又は普通
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A-C)	(B-D)
高知市	20	54	5	15	15	39
室戸市	3	10	0	0	3	10
安芸市	2	13	2	3	0	10
南国市	2	11	2	1	0	10
土佐市	1	10	1	0	0	10
須崎市	1	13	1	3	0	10
宿毛市	3	10	0	0	3	10
土佐清水市	2	12	0	0	2	12
四万十市	2	20	1	5	1	15
香南市	2	14	1	2	1	12
香美市	3	10	0	0	3	10
東洋町	2	10	0	0	2	10
奈半利町	0	10	0	0	0	10
田野町	1	10	0	0	1	10
安田町	0	10	0	0	0	10
北川村	0	10	0	0	0	10
馬路村	0	10	0	0	0	10

市町村	経路充電	目的地充電	既存充電器		◎今後設置する充電器	
	主に急速	急速又は普通	急速	普通	急速	急速又は普通
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A-C)	(B-D)
芸西村	0	10	0	0	0	10
本山町	1	10	0	0	1	10
大豊町	3	10	0	0	3	10
土佐町	1	10	0	0	1	10
大川村	0	10	0	0	0	10
いの町	5	10	1	0	4	10
仁淀川町	3	10	0	0	3	10
中土佐町	1	10	0	0	1	10
佐川町	0	10	0	0	0	10
越知町	0	10	0	0	0	10
梶原町	2	10	1	0	1	10
日高村	1	10	0	0	1	10
津野町	2	10	0	0	2	10
四万十町	6	10	1	0	5	10
大月町	1	10	0	0	1	10
三原村	0	10	0	0	0	10
黒潮町	2	11	0	1	2	10
高知県全体	72	408	16	30	56	378